

## 令和8年度群馬県高等学校等「情報Ⅰ」オンライン学習サービス導入事業仕様書

### 1 件名

令和8年度群馬県高等学校等「情報Ⅰ」オンライン学習サービス導入事業

### 2 目的

本件は、群馬県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が、「情報Ⅰ」学習サービスを提供する事業者と連携・協力のもと、情報化社会における「情報Ⅰ」やその代替科目において、個に応じたプログラミング学習を行うことにより、情報活用能力を高めるとともに、問題解決能力を高めることを目的とする。

### 3 導入事業の概要

県立高等学校等の「情報Ⅰ」の学習およびその代替科目において、プログラミング学習補助教材を提供する。

### 4 対象校

県立高等学校 58校（全日制・定時制）、  
県立中等教育学校 1校

### 5 対象生徒・教員数

生徒 10,000人程度  
教員 200人程度  
教育委員会 10人程度

### 6 契約期間

契約を締結した日から令和12年3月31日（日）まで

### 7 スケジュール（予定）

4月 各校へのアカウント配布  
5月 導入説明会  
6～8月 教員研修  
3月 効果検証

### 8 契約上限金額

上限金額は37,386,250円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。  
ただし、この金額は契約時の予定金額を示すものではなく、事業の規模を示すものである。

## 9 業務内容

主な業務内容は、オンライン学習サービスの提供業務とする。

### (1) オンライン学習サービスの提供

- ・利用者が必修科目「情報Ⅰ」全ての内容をおおむね学習できる構成であること。  
プログラミングはテキストコーディングの実行環境を含む教材であること。
- ・サービスの媒体は、オンラインでの Web アプリケーション、Web サービスを想定している。Chrome ブラウザで動作可能であること。
- ・利用者が自分の学習進度に応じて学習を進められること。
- ・教員への利用方法の研修会を行うこと。
- ・各教員が担当する生徒の進捗状況等を確認できる機能があること。
- ・教員からの質問対応ができること。
- ・利用者最大 10,000 名が同時にアクセスしても動作に支障がないこと。
- ・大学入学共通テスト「情報Ⅰ」に向けた学習ができること。
- ・卒業までの 3 年間（定時制は 4 年間）のサービス利用が可能であること。

### (2) 実施上の留意点

- ・オンライン学習サービスを受講するために必要となるインターネット環境、パソコン等の機材は利用者本人が用意するため、本業務の調達に含めないこと。

### (3) 利用者

- ・対象校に通う令和 8 年度 1 年生（中等教育学校は 4 年生）卒業まで
- ・令和 8 年度の利用者情報は、契約締結後に提供する。
- ・年度途中における転入学者等については、群馬県教育委員会（以下「県教委という。）が受注者に利用情報を追加提供する。

### (4) 利用確認

受注者は以下のとおり利用確認をすること。

ア 確認日：令和 9 年 3 月 2 日（火）以降

イ 受注者は、確認後 3 月末日までに利用状況を報告すること。

ウ 令和 11 年 3 月 31 日（土）までの実績報告書を令和 11 年 4 月 15 日（日）までに提出すること。

### (5) 利用料の支払い

ア 利用料は本業務の初年度に、発注者が受注者に支払うものとする。（前金払い）

イ 利用料は、8 契約上限金額に定める金額と本業務の実施に要した経費の額のうち、発注者が適正と認めた額のいずれか低い金額とする。

## 1 0 セキュリティ

- (1) システム及びネットワークへの不正アクセス、コンピュータウイルス等への適切なセキュリティ対策を有すること。
- (2) システム障害等の際のデータリカバリーに対応できること。
- (3) 端末等のOS、ブラウザソフト等がバージョンアップされた場合に対応できること。

## 1 1 著作権等

- (1) オンライン学習サービスに関わる著作権等は、県教委に一切移転しない。
- (2) 本業務の実施にあたっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、web サービスなどを使用するときは、あらかじめ県教委と協議の上、著作権法上に定められた手続きを行うこと。もし、これらの手続きを得ないで問題が生じても県教委は一切の責任を負わない。
- (3) 利用者が本事業を活用して作成した作品等の著作権は、利用者本人に帰属する。

## 1 2 事業全般に関わる要件

### (1) 業務の実施

本業務の実施にあたって、受注者は県教委と緊密に連絡をとり、業務の進捗に支障のないようにすること。

### (2) 業務改善

受注者は、県教委から業務改善を指摘された場合は速やかに対処しなければならない。また、その経過及び改善対策方法の報告書を作成し、県教委が指定する期日までに提出しなければならない。

### (3) 連絡体制等

本業務の実施にあたって業務内容に疑義が生じた場合、受注者は県教委に速やかに報告し、必要な指示を受けること。

### (4) 秘密の保持

受注者は、県教委から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。

### (5) 使用言語

本業務は、日本語で実施する。

### (6) その他

受注者は、本仕様書に基づいて業務を実施し、本仕様書に示されていない事項については、県教委とその都度協議の上で決定すること。

### 1.3 参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、プロポーザルに参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (6) 公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (7) 公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。